令和８年 10 月

工事請負入札参加有資格者の方へ

大　阪　市

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

今般の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する国土交通省の運用を踏まえ、本市においても、次のとおり同様の運用を実施することとしましたので、お知らせします。

１　対象工事

本市発注の工事を対象とする。

２　調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

３　設計変更の流れ

⑴ 発注者は、受注者から調達検討資材に関する協議があった場合には、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

⑵ 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、情報共有システム、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

⑶ 受注者から、上記に記載の協議を行った場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

４　適用時期

令和８年 10 月１日

（既契約工事を含み、受発注者間で協議が整ったものから適用する。）

５　その他

詳細な運用については、下記の大阪市ホームページをご参照ください。

・土木工事等　https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000687665.html

・建築工事　https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000687657.html